

日本学生支援機構 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の募集

災害救助法適用地域で、災害に遭った世帯の学生で、奨学金を希望する方は、学生支援課窓口へお申し出ください。
なお、休学中や留年中の方は申請できません。

1. JASSO 災害支援金（給付金額：10万円）※5カ月以内に申請が必要です。

自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方を対象として給付されます。

日本学生支援機構 HP から申請書を印刷し、添付書類を添えて学生支援課窓口へ提出してください。

(<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>)



2. 給付奨学金 家計急変採用 ※窓口で早めに相談してください。（2カ月以内）

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当する方

- ① 生計維持者の一方（両方）が死亡、事故又は病気により半年以上就労が困難、失職
- ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※詳しくは、日本学生支援機構 HP をご確認ください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)



3. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

奨学金の種類	申込期間	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金） ※利息なし	災害救助法適用日から12カ月以内	災害救助法適用日以降で、希望する月 ※入学年月までしか遡ることはできません。	採用された年度末まで（手続きにより延長可）
応急採用（第二種奨学金） ※利息あり	災害救助法適用日から12カ月以内	災害救助法適用日が属する年度の4月以降で、希望する月 ※災害救助法適用日が申込年度の4月より前の場合は、災害救助法適用日まで遡ることができます。ただし、入学年月までしか遡ることはできません。	修業年限の終了月まで

※第一種または第二種を貸与中の方は、同じ種類の申込みはできません。

※詳しくは、日本学生支援機構 HP をご確認ください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)



【災害救助法適用地域】名称／適用地域（※）	適用日
令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害／沖縄県 34 市町村	令和5年8月1日
令和5年台風第7号に伴う災害／福知山市・舞鶴市・綾部市	令和5年8月14日
令和5年台風第13号に伴う災害／福島県・茨城県・千葉県（3県 13 市町村）	令和5年9月8日
令和6年能登半島地震にかかる災害／新潟県、富山県、石川県及び福井県（4県 47 市町村）	令和6年1月1日
令和6年1月23日からの大雪等による災害／【岐阜県】不破郡関ヶ原町	令和6年1月24日

追加箇所

(※) 適用地域の詳細は、日本学生支援機構HPで確認してください。(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>)

2024年1月26日 学務部学生支援課奨学金担当（一般教育棟 A 棟2階6番窓口／平日8:30~17:00）

※鹿田地区・夜間主コースの方は、所属の教務担当でも受付します。

